緊急通報装置を貸与いたします

在宅の高齢者に、急病などの緊急時にボタンを押すと通報を行うことができる装置を貸与します。

通報すると受信センターへつながり、救急車の要請や、警備員の駆け付けによる安否の確認を行うことができます（裏面に駆け付けフロー図を掲載しておりますのでご覧ください）。

1　対象要件と利用者負担額

① 常に安否の確認を必要としている、６５歳以上のひとり暮らし又はこれに準ずる高齢者
（日中一人暮らしの方や同居家族の心身状態に問題があり、緊急時に対応が出来ない場合を含む）

利用者負担額　　無料

常に安否の確認を必要としている方とは？

１．加齢による慢性的な病気や発作を伴う疾病をお持ちの方

２．転倒することが多い方

② 常に安否の確認を必要としていないが緊急時の対応に不安を持っている
７５歳以上のひとり暮らし高齢者

利用者負担額（税込）　月１，１００円（市民税・県民税非課税の方）
月２，２００円（市民税・県民税課税の方）

2　申請書類

① 船橋市高齢者日常生活用具貸与申請書（第１号様式）

② 緊急通報装置貸与事業利用誓約書および同意書

③ 緊急通報装置貸与事業調査票（１）（２）

④ 固定電話の回線使用料の請求書の写し（任意）
※ご利用されている電話回線の種類を確認するために用います。

3　注意事項

① 固定電話をお持ちでなくとも本人が携帯電話を所持していれば装置の貸与は可能です。

② 緊急時に通報を行ったり、安否警報のための装置（ライフリズムセンサー※裏面参照）が作動した際は警備員が駆け付けて安否確認を行います。安否確認を速やかに行うために、予めご自宅の玄関の合鍵を受託事業者である綜合警備保障株式会社（ＡＬＳＯＫ（アルソック））がお預かりした上で、装置を貸与いたします。（機器設置後は，チェーンロックなどの内鍵はかけないでください。）

なお、合鍵は居宅内での利用者の救急活動および機器の異常確認時以外には利用いたしません。上記以外の理由では、利用者であっても機器の撤去まで合鍵の利用及び返却は致しかねます。

③ 警備員は、助け起こし等の身体介助は出来ませんのでご了承ください。

④ 装置は利用時等に別途通信料が発生します。

⑤ 申請にあたり緊急連絡先は必ず最低２名ご記入ください。
なお、緊急連絡先の方には緊急時の状況報告等お電話することがありますので、緊急連絡先になられる方のご了承のもとご記入ください。

⑥ 入院中・施設入所中・定期巡回・随時対応型訪問看護に係る介護給付を受けている方はお申し込みいただけません。

【問い合わせ先】

申請方法・要件等の問い合わせ
船橋市　高齢者福祉課
☎０４７－４３６－２３５２

利用方法等の問い合わせ
綜合警備保障株式会社　船橋支社
☎０４７－４３４－２０５１

≪駆け付けフロー図≫

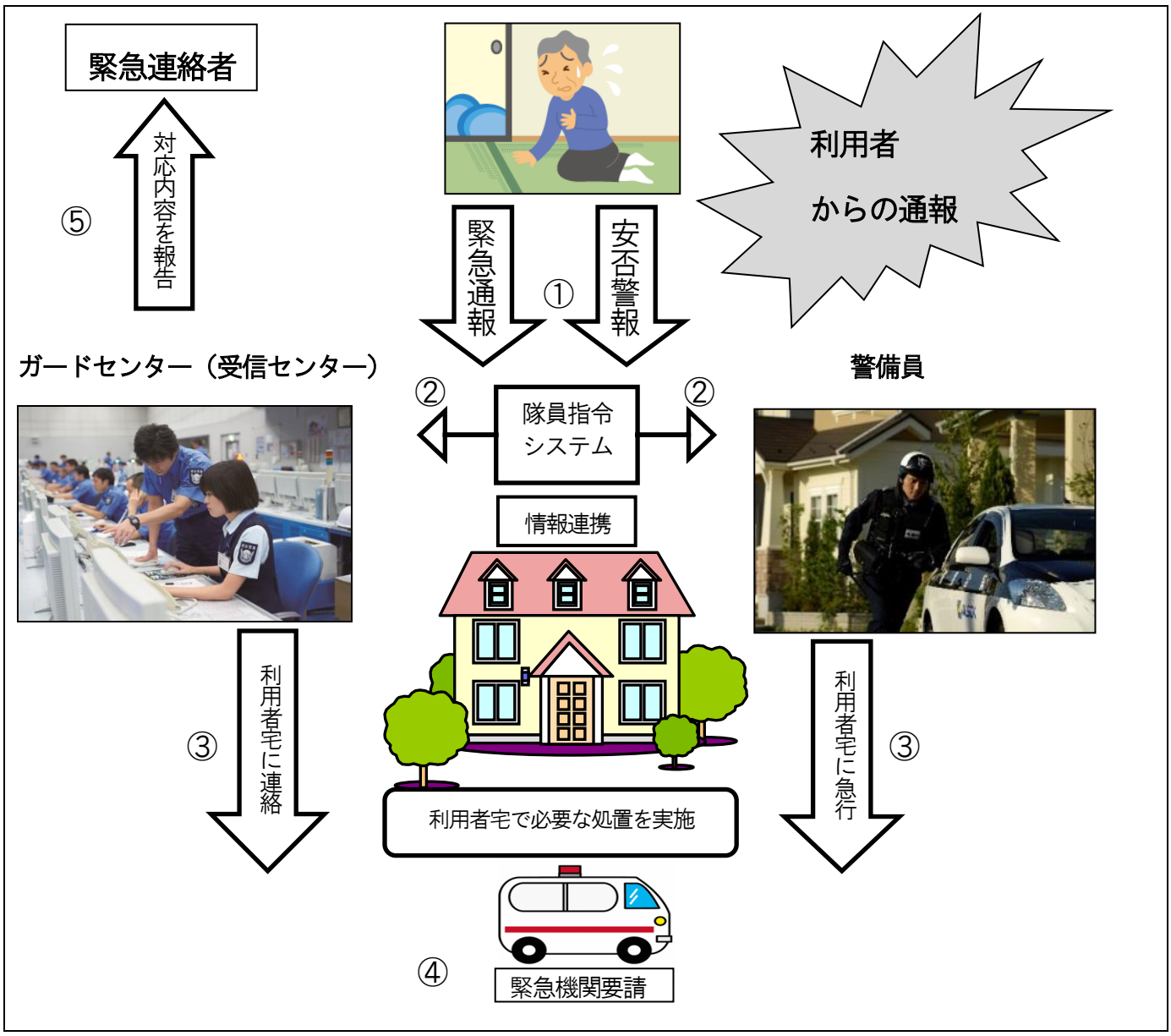

≪センサー機器一覧≫

コントローラー1 台

ライフリズムセンサー1 台

救急ペンダント１台

【ライフリズムセンサーとは】
　利用者宅の天井に取りつける装置で、人が発する熱の動きを感知するセンサーです。
　センサーが24時間反応しなかった場合には、自動的にALSOKへ通報が入り、警備員が駆付けを行います。